

○ 特定工場等において発生する騒音の規制基準

	(昭和46年12月28日奈良県告示第468号)
改正	昭和47年12月8日 告示第481号
	昭和52年12月26日 告示第515号
	平成6年3月8日 告示第598号
	平成8年3月1日 告示第505号
	平成13年4月17日 告示第21号
	平成18年10月1日 告示第284号
	平成24年3月30日 告示第569号
	平成27年8月11日 告示第144号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音を規制する地域として指定された地域における規制基準を同法第4条第1項の規定により次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

なお、昭和44年9月奈良県告示第338号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準）は、昭和47年3月31日限り、廃止する。

1 規制基準

時間の区分	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで、 午後6時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
区域の区分			
第1種区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び風致地区（第3種区域に該当する区域を除く。）並びに歴史的風土保存区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち第1種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域 工業地域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

備考

- (1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、風致地区、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地区又は地域をいう。
- (2) 歴史的風土保存区域は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条の規定により指定された区域をいう。
- (3) その他の区域は、(1)及び(2)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。

2 次に掲げる施設（1に規定する第1種区域内に所在するものを除く。）の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、1の規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園